

霧島永水地区に建設予定の大規模養豚場建設反対に関する陳情書

平成22年8月26日

鹿児島県議会議長

金子万寿夫 殿

霧島大規模養豚場建設阻止連絡協議会会長	小濱公志
永水地区自治公民館長	小濱公志
永水地区水利組合代表	園田義昭
大川地域狩川水利組合長	藤崎実利
大窪自治会長	山崎恭一
豊後迫自治会長	有村隆夫
駅前自治会長	安栖 巧
湯之宮集落川上簡易水道組合代表	岡元 茂
湯之宮集落狩川簡易水道組合代表	中園真一
霧島の自然・環境を守る会代表	加治木文男
高千穂リゾートランド有志会代表	中 幸男
東襲山地区自治公民館長	川畑寿雄
福山町漁業協同組合 代表理事組合長	武元明吉
牛根漁業協同組合 代表理事組合長	森山増美
西桜島漁業協同組合 代表理事組合長	森 勝哉
東桜島漁業協同組合 代表理事組合長	川原 正
錦海漁業協同組合 代表理事組合長	岩下辰雄
錦江漁業協同組合 代表理事組合長	岩元繁明

霧島永水地区に建設予定の大規模養豚場建設反対に関する陳情書

陳情の主旨

株式会社鹿児島農畜産研究公社は霧島市霧島永水字トンダン 3,584 番 1 外（株式会社キリシマがゴルフ場建設進行中の土地）に、年出荷頭数 30 万頭の全国的にも例のない大規模養豚場の建設計画を進めております。当該地域は旧霧島町の中心部から 2 km、霧島神宮まで約 5 km の距離に位置し、同範囲には霧島地区住民の大多数が居住、また近隣に永水小学校、大田小学校、霧島中学校などの教育施設、及び観光施設が多く存在し、観光地霧島を象徴する地区でもあります。大規模養豚場が建設されれば地域住民の生活環境が著しく破壊され、基幹産業である観光にも大きな影響を与えることが懸念されます。

鹿児島県は「美しい錦江湾を明日の世代へ」を基本理念に鹿児島湾の水質が将来にわたって良好に保たれるよう「水質保全目標」と「水辺環境の保全管理目標」を設定し、総合的な環境保全対策を講じて鹿児島湾ブルー計画を推進されております。水質保全目標を制定され、湾内に 16 の環境基準点を定め、鹿児島湾の水質の状況を調査されております。残念なことに環境基準点 16 地点中、3 地点しか適合しないほど水質が悪化し、特に湾奥の水質は危機的な状態です。霧島市では「みずサポーター」と呼ばれる生活排水推進委員を委嘱し市民の生活排水対策を進めている現状であり、大規模養豚場からの汚濁排水を許容できる余地は全くありません。大規模養豚場排水でさらなる環境負荷を与え、赤潮が多発し漁業、観光、湾奥住民の生活環境に甚大な被害を及ぼすことが危惧されます。

さらに宮崎県で畜産業に甚大な被害がありました口蹄疫対策について株式会社鹿児島農畜産研究公社は敷地内に埋却すると表明しております。家畜伝染病予防法の施行規則の別表で死体の埋却場所として「人家、飲料水、河川及び道路に近接しない場所であって日常、人及び家畜が接近しない場所」と規定されており、環境汚染を防止するよう定義されております。宮崎県で口蹄疫が発生しました都農地区、川南地区などは平地に存在します。株式会社鹿児島農畜産研究公社の養豚場建設予定地は山間部手籠川の源流にあり、地域住民、霧島市民の飲料水の水源です。加えて同地域は口蹄疫に感染する野生の鹿、猪が多数生息し感染の引き金になる可能性があります。豊かな水を供給する山間地域で口蹄疫が発生し、同地域に埋却しますと、地域住民、霧島市民の飲料水が長期的に汚染され、将来に亘り甚大な環境汚染が続くと想定されます。結果、手籠川流域の永水地区、国分地区の水田、霧島市上水道、下流の天降川、鹿児島湾など広範囲に亘り水質汚濁、環境汚染が危惧されます。

宮崎県で発生しました口蹄疫は霧島温泉郷の観光客を激減させました。もし、この山間地域で口蹄疫が発生した場合、霧島温泉郷は壊滅的な打撃を受けることが必至です。

株式会社キリシマは本年 1 月、県の企画部に「ゴルフ場建設を中断しておりますが、出来るだけ早くゴルフ場を完成させたいと考えている」との進捗状況報告をしております。その一方で、経営者、会社所在地を同じくする株式会社鹿児島農畜産研究公社は昨年 11 月、大規模養豚場建設計画の書類を県に対して提出しております。住民感覚では理解し難い行動です。

大規模養豚場が出来上がってからの排水水質の規制は水質汚濁防止法に委ねられ、県条例で上乘せ基準が定められております。伊佐市の大規模養豚場も同条例によって規制されておりますが、

近隣地域に著しい環境悪化が発生しております。県条例の上乗せ基準では環境悪化を防止できないことは明らかです。県条例の上乗せ規準では、鶴田ダムから上流の川内川水域に係る上乗せ排水基準、鹿児島湾水域に係る上乗せ排水基準いずれも同じ基準値です。

鹿児島湾は海水の入れ替えが少ない閉鎖的な海域です。鹿児島湾水域流入河川の上乗せ基準と他の地域の上乗せ基準は見直すべき時期と思われる。水質汚濁防止法の県上乗せ基準は濃度規制です。近年の養豚場の大規模化による排水の増加は汚染物質総量の増加をもたらします。環境汚染防止に総量規制の導入が必要です。

株式会社鹿児島農畜産研究公社は現在環境影響調査を推進中です。調査項目、調査時期、調査回数、調査場所につきましても、住民意思を全く反映されないまま、調査が行われております。住民の納得できない環境影響調査結果で大規模養豚場建設計画の是非が判断されようとしております。

株式会社鹿児島農畜産研究公社が進めております環境影響評価は鹿児島県環境影響評価条例に従って行われております。この条例には公告縦覧、説明会開催の規定は在りますが、その場所、時期に関しては申請業者の意思で決定することを妨げておりません。加えまして、環境影響調査結果によって再調査、差し戻し等の規定がありません。環境影響を受ける地域住民の意向を受け入れない当条例は公正とは言えません。当条例は平成12年に施行以来、大規模養豚場建設申請に対して適用するのは初めての事例です。地域住民は公正な環境影響評価の実施を望んでおります。

鹿児島県では樹木伐採を伴う大規模開発に対する環境保全につきまして、森林法10条の2項で規制されております。宮城県、神戸市など多くの自治体は開発面積に比例した洪水調整池の設置、及び、その保守を義務付けております。狭い地域への集中豪雨が多発しております昨今の気象状況から、広い地域の森林伐採を伴う開発行為に対し洪水調整池等の洪水対策の義務付けが必須と思われます。7月3日に発生しました霧島地区の洪水はゴルフ場開発目的で大規模の森林伐採が行われ、そのまま長期に放置されたことが一因とも考えられます。

以上の主旨に基づき、署名簿を添えて、下記事項を陳情いたします。

記

1. 株式会社鹿児島農畜産研究公社が進めております大規模養豚場建設計画の却下
2. 水質汚濁防止法の上乗せ基準に湾奥流入河川の基準を新たに定めること、及び上乗せ基準に総量規制の導入
3. 公正な環境影響評価の実施のために、鹿児島県環境影響評価条例の公告縦覧、説明会開催規定等の見直し
4. 大規模開発における洪水対策の法制化